

〇〇町内会規約（例）

（名称）

第1条 本会の名称は、〇〇町内会と称する。

（事務局）

第2条 本会の事務局は、〇〇に置く。

（会員）

第3条 本会の目的に賛同する〇〇町内に居住する全ての人で構成する。

（目的）

第4条 本会は良好な地域社会の維持と形成のため、民主的な運営の下次に掲げる地域的な共同活動を行うことを目的とする。

1. 住民相互の連絡
2. 地区の清掃美化
3. 町に対する要望提案
4. その他、本会の目的達成に必要な事業

（役員）

第5条 本会に次の役員を置く。

- （1）会長 1名
- （2）副会長 〇名
- （3）幹事 〇名
- （4）監事 〇名

（役員を選出）

第6条 役員は、会員の互選により選出する。

（役員職務）

第7条 会長は、会を代表し会の業務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代理する。
- 3 幹事は、会運営及び事業について審議する。
- 4 監事は、会の会計及びその他の事項について監査する。

（役員任期）

第8条 役員任期は、〇年とする。

- 2 補欠により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

（会議）

第9条 総会は年〇回、会長が〇月に招集する。

会議は全体会とし、会長が召集し、会長が議長を務める。

（会計）

第10条 本会の会計は、その業務を金銭出納帳で取り扱い、幹事は会計監査を行い総会で報告する。

(経費)

第11条 この会の経費は、補助金、寄付金、その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第12条 この会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり翌年〇月〇日までとする。

(その他)

第13条 この規約の施行及びその他の必要な事項は、その都度全体会で決める。

附 則

この規約は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。